

## 「三重県レッドリスト(2024年版)(案)」に対するご意見と県の考え方

1. 意見募集期間: 令和6年4月1日(月)から令和6年5月1日(水)

2. 意見提出数: 9名のべ28件

3. 寄せられたご意見に対する対応状況

- ① 反映する: 意見や提案内容を反映させていただくもの(11件)
- ② 反映済: 意見や提案内容がすでに反映されているもの(1件)
- ③ 参考にする: 意見や提案内容を参考にさせていただくもの(13件)
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい: 県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの(2件)
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)(1件)

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
1	P19 488 三重県レッドリスト改訂案(昆虫類)	キイクビボソジョウカイの学名は正しくは、 <i>Asiopodabrus kiiensis kiiensis</i> (Nakane et Makino, 1989)です。	①	ご意見の通り修正させていただきます。
2	全般	公表される際は、PDFだけでなくExcel形式でもダウンロードできるようにお願いしたい。	①	ご意見の通り対応させていただきます。
3		別名等の括弧書きは、備考欄等を追加して、そちらに記載していただきたい。	①	ご意見の通り対応させていただきます。
4	P7 28 三重県レッドリスト改訂案(魚類)	スナヤツメは北方種、南方種があるため、その記載が必要。	①	三重県には北方種と南方種が生息しますが外部形態では区別ができないため、両種をまとめて、「スナヤツメ(北方種と南方種を含む) <i>Lethenteron</i> sp. N and S」の記載に変更します。
5	P7 33 三重県レッドリスト改訂案(魚類)	タニガワナマズは過大評価であると思う。NTや分布が正確に把握できていないのであれば、DDが妥当だと考える。	③	タニガワナマズについては、文献調査や、一部河川における個体数推定調査を含む現地調査も行い、それらを参考にして評価を行いました。また、県内分布状況の把握の網羅程度も評価には考慮されています。引き続き、種の生息・生育状況の把握のため、情報収集に努めてまいります。
6	P8 41 三重県レッドリスト改訂案(魚類)	ナガレカマツカは過大評価であると思う。河川上流域にみられるカマツカは本種であることが多く、分布が正確に把握できていないのであれば、DDが妥当だと考える。	③	ナガレカマツカについては、文献調査や、一部河川におけるDNA分析による種および交雑判別を行ったうえでの流れ分布や個体数推定を含む現地調査も行い、それらを参考にして評価を行いました。また、県内分布状況の把握の網羅程度も評価には考慮されています。引き続き、種の生息・生育状況の把握のため、情報収集に努めてまいります。
7	P8 42 三重県レッドリスト改訂案(魚類)	ギギは淀川水系より東側では自然分布ではなく、全国各地で移入が確認されている。淀川水系(木津川水系)に限定等の記載が必要。	③	レッドリストは在来個体群を対象としたものであり、移入個体群は対象としておりませんので、現状のままとさせていただきます。改訂レッドデータブックの方には在来個体群と移入個体群の分布について記述いたします。
8	P52 25 27 三重県レッドリスト改訂案(蘚苔類)	ヒロハコモチイトゴケが重複しており、別種と間違えている可能性がある。	①	重複のため27を削除いたします。
9	全般	環境省や近隣府県市でのランクよりも下位と評価したり、LC「除外」と評価する場合は、その根拠を明らかにしておく必要があります。 環境省において指定がある種について、三重県では指定しない場合、あるいはより下位に指定する場合は、十分な根拠が必要であると考えられます。 環境省や近隣府県市でのランクよりも上位と評価したり、EXと評価する場合は、その根拠を明らかにしておく必要があります。十分な調査行われていない場合は、「ランクの評価は無理」と判断し、前回のまま、あるいはDDとし、「今後詳しい調査をする事」とし、調査を行うべきであります。	③	「三重県レッドデータブック2015」掲載種のうち、今回の改訂により「LC」「除外」とした種に関しては、改訂レッドデータブックにてその理由を記載いたします。
10		十分な調査行われていない場合は、「ランクの評価は無理」と判断し、前回のまま、あるいはDDとし、「今後詳しい調査をする事」とし、調査を行うべきであります。	②	評価するだけの情報が不足している種に関してはDD(情報不足)と評価しております。引き続き、種の生息・生育状況の把握のため、情報収集に努めてまいります。

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
11	P1 14 三重県レッドリスト改訂案(哺乳類)	ツキノワグマは環境省では「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に指定され、近隣府県では概ね「絶滅危惧Ⅰ類」であるのに、今回三重県では「絶滅危惧Ⅱ類」にランクダウンされておりますが、専門家による詳細な調査がされた訳ではなく、何件かの目撃情報増加によりランクダウンさせたものと考えられますが、中には明らかに見間違いと考えられる目撃情報もあり、詳しい調査は行われてはおりません。 ツキノワグマについては特に影響の大きい種類ですので、まずは、「ランクの評価は今回は難しい」として変更せず、専門家による詳しい調査を実施して、それを元に再検討するべきものであります。	③	従来のカテゴリは、紀伊半島3県(三重・和歌山・奈良)で180頭という個体数推定(環境省自然環境局野生生物2002)に基づいて評価していましたが、近年の奈良県調査によると同県内で174.6~466.7頭と推定されています(高田・若山2021)。また、三重県における分布域は拡大傾向で、環境省自然環境局生物多様性センター(2019)によると2001~2003年度に比べて176.7%に増加しており、鈴鹿山地での目撃情報の増加や紀伊半島個体群の北進傾向が認められます。これらの情報に基づいてカテゴリ評価を行いました。三重県内の個体数推定等の調査が必要であることはご指摘の通りです。
12	P31 4 三重県レッドリスト改訂案(甲殻類) 新レッドリストで低懸念(LC)となった種	ハクセンシオマネキに関して、環境省では最近VUにランクアップし、近隣府県でも多くはないようです。三重県においては生息地の河口干潟が今後の「国土強靱化」という河川や海岸での大規模な改修工事や航路や漁業のための浚渫工事において特に保護に注意すべき指標生物であると考えられますので、「除外」は適切な評価ではないのではないかと考えられます。ハクセンシオマネキはいる場所では確かに一面に多数いますが、限られた干潟のかなり限られた範囲のみだと思われます。田中川河口に関しては、底質が砂泥質だったので年々砂質に変わるに連れて増えてはいますが、干潮時の塩分濃度の低い河口の上流部の狭い範囲のみで、今後も安定的に定着できるかは疑問があります。NTが妥当ではないかと思われま。	①	生息地保護の観点から、除外は取りやめ、ワンカテゴリーダウンのNTに選定いたします。
13		ハクセンシオマネキは近年個体数は増えていますが、生息環境はある程度保全されたヨシ原周辺で更に地盤高も高く、開発により破壊されやすい環境には変わりありません。RDB種であるということは、ある程度の環境破壊の抑止効果のある生物として認定されるため、1ランクダウン程度でいいのではないかと思います。		
14		本種は潮間帯上部の干潟および塩性湿地周辺を生息地としており、そのような環境は現状進められている治水を目的とした堤防工事などで容易に改変され失われる可能性があります。また、近年の気候変動や自然災害の大きさからも今後生息地破壊や個体数の大きな変動も想定されます。本種が県指定の条例指定種であることと生息地保護の観点から、本種の大きなカテゴリ変更は避けたほうが良いと思います。		
15		学名の命名者名、発表年を記載する必要性の理由の説明をされたい。 一般に「分類学関連の著作以外では「命名者名、発表年」は省略して構わないし、表記する方が正式ということでもない」とされており、全国的にも今回の三重県レッドデータブック以外で学名に「命名者名、発表年」まで記載したレッドデータブックの例は見当たらず、環境省のレッドリストでも「命名者名、発表年」の記載はないのに、なぜ三重県レッドデータブックだけは、しかも今回に限り「命名者名、発表年」まで記載する必要があるのか？その特別の理由をご説明いただきたい。	⑤	国際動物命名規約では学名の記載には命名者と公表の日付を引用することが推奨されていることから、「三重県レッドデータブック改訂委員会」において定めた執筆要領では、命名者と公表の日付を記載する方針といたしました。分類群によって記載方法は異なっており、命名者と公表の日付を記載していないものもあります。
16	全般	ホットスポット三重について 問題点 1. およそ20~30年前に三重自然誌の会会員などが思いついたと思われる場所が挙げられており、2005年以来全く見直しがされていないが、環境アセスメントでは事業者や行政からは「開発を避けるべき場所のリスト」と認識されている。 2. 県や市町の天然記念物指定地、国立国定公園の特別地区の内、挙げられている場所と挙げられていない場所があり、その違いが明確でない。 3. 上記の自然環境保全対策が既になされている場所以外の挙げられている場所も区域が不明確であったり、特異な地形以外の記述がない場所もある。 見直し方法について、20~30年そのままというのは県としてははなはだ良くないと考えられる。 1. 希少動植物の生息生育地で自然環境保全対策が危惧される地域(原状で有効な自然環境保全対策が)のみを記述し、 2. 有効な自然環境保全対策(天然記念物、国立国定公園の特別地区や第1種特別地域、鳥獣保護区特別地域指定など)がなされている場所の一部のみを特に挙げる必要性はないと考えられる。 3. 希少動植物が生息生育していない場所、例えば単に越冬期に鳥類が特に多い場所まで記述する必要はないと考えられる。 以上の方針で詳しい調査は今後するものとして、今回は上記3つの基準で改訂をしておくべきである。	③	ご意見を改訂レッドデータブックへの参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
17	三重県レッドリスト改訂案(海産貝類)	ウミナナ、ヘナタリ、フトヘナタリ、クチバガイは環境省のランク(NT)に合わせて記載しておくべきだと考えられます。いる場所には一面に多数いますが、やはり限られた干潟のかなり限られた範囲のみだと思います。 クチバガイ(環境省NT)もやはり限られた干潟の限られた範囲にのみいますが、ヘナタリ、フトヘナタリよりはかなり少ないように思われます。		地方版のレッドデータブック(以下RDBとする)は、各都道府県における評価であるため、その評価結果を全国版の環境省のカテゴリーに合わせる必要はありません。例えば愛知県では全国との評価の相違を明らかにするために「環境省RLに掲載されている種のうち、県内に分布は確認され、かつ愛知県RLには掲載されていない種(国リスト)」が明示されています。 ご意見いただいた4種(ウミナナ、ヘナタリ、フトヘナタリ、クチバガイ)は前回までの三重県RDBでも掲載されておらず、今回の見直しでも特に減少傾向は認められない、と評価されました。 ウミナナ、ヘナタリ、フトヘナタリは確かに干潟環境がすべて消滅すれば生息できない種ですが、三重県内では高密度かつ健全個体群が複数箇所存在し、干潟環境が一部消失した場所にも生息し、干潟環境が再生した場合の再定着も速いため、今回もカテゴリー外の種と評価されました。クチバガイは、一般的な海産二枚貝があまり生息しない潮間帯上部から飛沫帯付近にまで生息する特性があるため、生息が見落とされがちです。しかし、本種は特に志摩半島から南のリアス式海岸奥部転石海岸の広範囲での優占種であり、減少傾向があるとは評価されませんでした。 オオタニシ: 農業形態の変革で著しく水田環境、湿地環境が変化し、明らかに生息地と個体数が減少したマルタニシとは異なり、本種は現在も水路や湖沼、ため池では多数の個体が生息している場所が多いです。モニタリング調査では県内での減少傾向が確認されていないため、今まで通りカテゴリー外と評価されました。ただし近年ため池の調査が権利関係で難しくなりつつあり、オオタニシの主な生息環境での調査は十分とは言えないので、今後の調査により絶滅危惧種として評価される可能性はあります。 モノアラガイ: 日本本土のモノアラガイは、北海道の一部の個体群以外は全て大陸の種 <i>Radix plicatula</i> の系統群になることが近年の論文(Saito et al., 2021)で示されています。ただし、これらはあまりにも大きな一群であるため、多くの地域個体群(亜種あるいは種レベルとも見做される)を含んでいると考えられます。また、三重県内ではナデガタモノアラガイとされた形状の個体やその変異型と考えられる殻口の大きなモノアラガイ様の個体のみが確認されている状況にあります。隣県の愛知県内でもモノアラガイと考えられる形状の個体群は過去の数例のみで、現在確認されるものはナデガタモノアラガイと判断されます(早瀬, 2021)。これらはいずれも <i>R. plicatula</i> の系統群になり、この亜種とするのが妥当と考えます。これらが別亜種なのかは不明ながら、現状では三重県で確認される個体はナデガタモノアラガイのみと判断されます。それに従い今回のRLではモノアラガイを含む全体をモノアラガイ「類」とし、この学名の不詳亜種として位置付けて評価しています。 マジミ: 本種はタイワンマジミやカネツケマジミなど明らかに近年移入された個体群と分布が置き換わっていることが指摘され、絶滅危惧種として扱われることが多くなりました。しかし、マジミはこれらの移入種と区別できず、日本固有種あるいは在来個体群と断言できる論拠は限りなく少ないと考えられるので、カテゴリー外と評価しています。
18	三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類)	オオタニシ、モノアラガイ、マジミは環境省のランク(NT)に合わせて記載しておくべきだと考えられます。この3種もいる場所には一面に多数いますが、いる場所が非常に少なくなっているように思われ、環境省と同じくNTが妥当ではないかと思われ。伊賀地方に関してはモノアラガイは1か所だけ、オオタニシは10か所程度、マジミはなぜか用水路では多数見られるが、河川では少ない、という状況です。	③	
19	P24 1 三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類) 新レッドリストで評価対象から除外した種	ドブガイはヌマガイとタガイに分けられたので、今後詳しい調査が必要で少なくともDDにすべきではないかと考えられます。ドブガイは最近ヌマガイとタガイに分けられたとのことですが、伊賀地方に関しては池と水路は極めて少なく、10か所程度なので、今後詳しい調査が必要で少なくともDDにすべきではないかと考えられます。	①	① 現行の分類ではヌマガイはヌマガイ種群 <i>Sinanodonta lauta</i> species complex、タガイはミナミタガイ <i>Beringiana fukuharai</i> に相当します。ご意見いただいた通り、現状では各タクソンの絶滅リスクが評価できていない状況です。ご意見を参考に検討した結果、それぞれDDと評価いたしました。
20	三重県レッドリスト改訂案(甲殻類)	ヤマトオサガニも記載しておくべきだと考えられます。オサガニやベンケイガニは挙げられています。ヤマトオサガニの方が生息数も生息地も汽水域の一部に限られているように思われます。絶滅危惧II類: 茨城県、長崎県、準絶滅 危惧種: 青森県、兵庫県、宮崎県と指定している府県もありますので、オサガニやベンケイガニを挙げるのならヤマトオサガニも記載しておくべきではないでしょうかと思います。	④	④ レッド種に選定したヒメヤマトオサガニの生息できる泥干潟には、ヤマトオサガニも多数の個体が生息しています。また、ヒメヤマトオサガニが分布していない泥干潟にもヤマトオサガニは多数生息が確認されており、伊勢湾内の泥干潟の優占種であり、生息地、生息個体数も多いことが確認されています。これらの事実からヤマトオサガニはカテゴリー外と評価されました。
21	三重県レッドリスト改訂案(両生類)	アカハライモリ(環境省NT)は例えば伊賀地方では生息地がかなり減少しており、県下全体での詳しい調査が行われていないのなら、環境省のランクに合わせてNTと記載するか、DDとしておいて、今後詳しく調査するべきであります。	④	④ 本種は県内全域に分布しており(三重自然誌の会2018)、今回の調査でも減少傾向は認められなかったことから、絶滅の恐れはないと評価しております。
22	P2 19 三重県レッドリスト改訂案(鳥類)	オオタカ(繁殖)=CR 近年のアセス図書等でも比較的高い頻度で営巣地が確認されているように思われますし、未知の地点も含めれば、県内には相当な数の繁殖個体が生息しているのではないのでしょうか。したがって、感覚的にはENもしくはVUあたりの判定が妥当なように思われますが、最高ランクであるCRと判定するに至った経緯(過去や将来の減少率、絶滅確率など、生息面積や生息個体数以外の評価)とその妥当性について、ご説明いただけないでしょうか。	③	③ オオタカ(繁殖)については、現地調査や文献調査等に基づき評価を行ったところ「CR」の評価となりましたが、ご意見を参考にさせていただき、再度、カテゴリーについて精査いたします。
23	P9 33 三重県レッドリスト改訂案(昆虫類)	ヒメタイコウチ=CR 県内の既知の生息地だけでも数十箇所はあると思われ、未知の生息地も含めれば、場合によっては3桁近い生息地が存在するのではないかと思われ。したがって、かなり厳しく見積もってもVU程度が妥当と考えられますが、最高ランクであるCRと判定するに至った経緯(過去や将来の減少率、絶滅確率など、生息面積や生息個体数以外の評価)とその妥当性について、ご説明いただけないでしょうか。	③	③ ヒメタイコウチについては、既知の生息地情報及び現地調査の結果に基づき評価を行ったところです。既知の生息地点は開発行為に伴う調査において発見される場合が多く、生息地点は開発による影響を大きく受けています。生息地は小規模である場合が多く、将来的に減少割合が非常に高いと考えられます。本種の生息数も増加しているという状況ではなく、開発圧も強いと考えられることから、今回の評価となりました。

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
24	P24 1 三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類) 新レッドリストで評価対象から除外した種	旧リストでNTとされていたドブガイが新リストから除外されているが、カラスガイ族貝類全体の保全に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、旧リストと同様にNTが相当であると考えられる。 細分化した掲載をするのであれば、ミナミタガイ <i>Sinanodonta fukuharai</i> 、ドブガイ <i>Sinanodonta cf. woodiana</i> 1、未記載種のドブガイ属貝類 <i>Sinanodonta</i> sp.1の3種がNT相当と考えられる。	③	ミナミタガイはタガイ属 <i>Beringiana</i> に所属する新種として2020年に記載され、その後も属の変更はされていないため、学名は <i>Beringiana fukuharai</i> となります。ドブガイ属 <i>Sinanodonta</i> は雌型mtDNAのCOI領域において遺伝的分化が認められる4系統をそれぞれ独立種とみなす分類と、ゲノムワイドなSNPsデータに基づく6系統を独立種とみなす分類がそれぞれ提案されており、後者の研究ではmtDNAと核DNAにおける系統の不一致が報告されています (Lopes-Lima et al., 2020, Sano et al., 2022)。三重県内に生息するドブガイ属はDNA情報が不足しており、それぞれの生息実態に関する知見が乏しい状況にあるため、上地他(2024)の定義によるヌマガイ種群 <i>Sinanodonta lauta</i> species complexとして評価することとしました。以上を踏まえてバブコメの意見を委員会でご共有し再議論した結果、「ドブガイ」をミナミタガイおよびヌマガイ種群とし、それぞれDDと評価いたしました。
25		ニセマツカサガイは生息地も限定されていることから、CR相当と考えられる。	①	三重県における本種の分布情報は正式な学術論文(博士論文を除く)では言及されていなかったためリスト外とする予定でしたが、再度検討した結果、本種は三重県内の1水系から確認されており、主要な生息地では近年の改修工事によりほぼ絶滅状態にあることからCRと評価いたしました。
26	三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類)	タテボシガイはNTで掲載が妥当と思われる。	③	現行の分類では日本産のイシガイ属 <i>Nodularia</i> は、雌型mtDNAのCOI領域において遺伝的分化が認められる2系統がそれぞれ独立種とみなし、イシガイ <i>N. douglasiae</i> (Griffith and Pidgeon, 1833)およびタテボシガイ <i>N. nipponensis</i> (Martens, 1877) が有効名、 <i>N. biwae</i> Kobelt, 1879が <i>N. nipponensis</i> の新参異名とされています (Lopes-Lima et al., 2020)。しかし、三重県内におけるイシガイ属のDNA情報は不足しており、前述の分類における各種の分布状況が明らかでなく、各種の絶滅リスクを評価することができない状況にあります。また、三重県において現行の分類におけるタテボシガイの正式な記録はありません(博士論文を除く)。そのため、イシガイ属については今回の改訂では便宜的にKondo (2008)の分類を採用し、タテボシガイとしての評価は行いません。種の実体に基づく詳細な絶滅リスクの評価は次回改訂時の課題となります。
27	P23 37 三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類)	マツカサガイは3種に分類され、三重県にはマツカサガイ広域分布種 <i>Pronodularia cf. japonensis</i> 1、東海固有種 <i>Pronodularia cf. japonensis</i> 2、の生息が確認されている。前者はEN相当と考えられる。後者は、P23の37の「マツカサガイ」を「マツカサガイ東海固有種」に修正をお願いしたい。	③	マツカサガイには隠蔽種が含まれる可能性が示唆されるものの (Lopes-Lima et al., 2020)、現段階ではそれらを個別に評価するのが難しい状況にあります。また、 <i>Pronodularia cf. japonensis</i> 1は三重県内でも淀川水系を中心に生息している可能性が高いものの、現時点では記録が見当たりません。そのため、今回は <i>Pronodularia cf. japonensis</i> 1としての評価は行いません。種の実体に基づく詳細な絶滅リスクの評価は次回改訂時の課題となります。
28	P23 20 三重県レッドリスト改訂案(陸産・淡水産貝類)	「ササノハ」は「ササノハガイ」に修正。	①	当該分類群の和名は岡山県版RDBに倣って「ササノハ」とする予定でした。しかし、その他の文献では「ササノハガイ」としているものが多く、統一的な和名が用いられていないことから、「ササノハガイ(ササノハ)」と併記することとしました。なお、貝類学においては標準和名や和名の命名に関する規則がないため、いずれかの和名のみが正しいというわけではありません。